平成２４年（フ）第３２５１号
東京都練馬区大泉町３丁目39―３　第二コーポ山喜201
債務者　平川アサ子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２５２号
東京都練馬区大泉町３丁目39―３　第二コーポ山喜201
債務者　平川　剛
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２５３号
東京都練馬区貫井４丁目22―16―101
債務者　森田　淳子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２５４号
東京都中野区江古田１丁目23―９
債務者　岡　果菜子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２５９号
東京都八王子市元八王子町１丁目496―202
債務者　澁谷　充江
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２６０号
東京都八王子市元八王子町１丁目496―202
債務者　松崎　恵輔
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１６８号
神奈川県茅ヶ崎市香川４丁目22番11号　サクラハイツ102
債務者　西尾　幸一
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６９号
神奈川県茅ヶ崎市香川４丁目22番11号　サクラハイツ102
債務者　西尾田鶴子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３３７号
神奈川県藤沢市辻堂２丁目８番17号
債務者　山下　明寛
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３３８号
神奈川県藤沢市辻堂２丁目８番17号
債務者　山下美穂子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３７０号
横浜市港南区野庭町600番地　野庭住宅９棟505号
債務者　内藤　恵
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３７４号
横浜市港南区笹下６丁目39番３―106号
債務者　新沼　里美（旧姓大槻）
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４５５号
横浜市南区別所中里台21番13号　シェ・ノートフ山の上103号
債務者　三浦かおり（旧姓奈良部）
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４９８号
横浜市中区松影町３丁目10番地10　三都荘新館706号室
債務者　植木　秀和
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５４２号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台８番１―103号
債務者　村川　次雄（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６８号
北海道旭川市東６条１丁目３番16―304号
債務者　田中　玲子（旧姓岸野）
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部